

第2回秦野市伊勢原市環境衛生組合クリーンセンター 施設検討委員会議事録要旨

1 日 時 平成 19 年 11 月 5 日（月）午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分

2 場 所 秦野市立本町公民館大会議室

3 出席者

(1) 委 員

ア 組合議会 三竹委員、宮坂委員

イ 学識経験者 横田委員長、野間委員、吉羽委員、内田委員、
栗原委員、荒井委員

ウ 行政職員 中村副委員長、屋宮委員、高橋委員(代 津田参事)、
代田委員、杉崎委員

(2) 事務局

ア 伊勢原市（経済環境部美化センター所長）

イ 秦野市伊勢原市環境衛生組合（工場長、施設計画課長他）

ウ （財）日本環境衛生センター

(3) 傍聴者 6 名

4 内 容

(1) 交代委員紹介、事務局の紹介

(2) 第 1 回委員会資料の訂正

第1回委員会資料4（これまでの経過）、資料5（廃棄物処理事業及び廃棄物処理関連事業における官民協力の実施事例）について訂正

(3) 事業方式について

ア 経済性の検討

- ・ 公設公営、公設＋長期責任委託、DBO、BOTの事業方式のVFM算定における基本条件において、縮減率は企業努力であり、維持管理費、補修費に設定し、建設費には設定しないという考え方で良いのかとの意見があった。
- ・ 基本条件において、建設費を同一としているが、BOT方式は経済性を優先しコストを抑えることが可能であり、同レベルでは本来のPFIのメリットが反映されないとの意見があった。

- ・ 建設費は民間企業の方が安くなるが、施設が安全に安定的に稼働しなければ、最終的に行政が責任を取ることになる。利益を追求するため安全、安定的な面で劣るのではないかと思われるとの意見があった。
- ・ 補修費を建設費の50%として15年間一律に計上しているが、経験から得た施設稼働年数は平均24年である。また、建設当初よりも一定期間が過ぎてからより多く費用が掛かってくるものではないかとの意見があった。
- ・ VFM算定における基本条件では、維持管理と補修費の削減率を10%に設定しているが、削減割合の変動は年間の費用に大きな影響があるとの意見があった。
- ・ ガス化溶解炉では15年間以上の運営実績がないため、維持管理費の削減割合を10%で想定したことはやむを得ないとの意見があった。
- ・ 単にVFMの効果で判断するのではなく、SPC（特別目的会社）が利益をだし、企業として成り立つかを検証する必要があるのではないかとの意見があった。
- ・ VFM算定の条件となる金利については、現在の状況に必ずしもあっていないとの意見があった。

イ 事業方式の評価

- ・ 事務局から本日の委員会のまとめを、どの程度まで求めているか次のとおり説明する。

「事業方式については、昨年度以降、組合議会にて何度か質疑を頂いた。それに対して、すでに環境アセスメント実施段階にあるクリーンセンター建設スケジュールを考慮した場合には、民設民営の考え方は困難であることから、公設民営と公設公営の方式を比較しながらクリーンセンターの運営に適した方式を選定していくと答弁しており、現在もその考え方は変わっていない。また、まとめの考え方については、「施設建設・運営一括契約」と「公共で施設建設」のどちらが適しているかを選択して頂きたい。これを受けて、次回の委員会で中間報告をしたうえで、

発注方式の検討に入ることができると考えている。」

- DBOとBT0は、施設建設までに事前作業が最短で1年半、通常2年程度は余分に必要であることから、現在予定しているスケジュールでは厳しいとの意見があった。
- 定性評価の項目については役所的なものが多い。施設整備のコンセプトにあるような、環境負荷面、安全性、自然との調和したまちづくり等の項目を追加した方が、住民の理解を得易いのではないかとの意見があった。
- 民間は、安いという方向性を出しているが、安全性はどうか、また、責任の大部分を民間に委ねた場合、経験がないことから15年を超えたところでうまく担保できるかという点についても整理が必要との意見があった。
- ごみ処理は公共がどこまで責任をもつか、地域がどれだけ安心して受け入れられるかである。住民サービス、安全性、将来のメンテナンス管理、民間委託へのリスク等を含めて検討する必要があるとの意見があった。
- 公設公営、公設＋長期責任委託のメリットとして責任の所在が明確になる。
また、PFI方式ではリスク分担を事前に調整するが、事業開始後の条件変更に対し、費用面で折り合いが付かなければ応じてくれない業者もあると聞いているとの意見があった。
- 委員長より、「議論の内容を整理すると、定性評価の項目を追加するなどの必要はあるが、『公設公営（委託）』と『公設＋長期責任委託』の事業方式が望ましいという方向性のようだが、それでよろしいか。」との問いかけに対し、異議はなかったため、これまでの協議の内容を反映した中間報告案を次回委員会までに、事務局にて取りまとめすることとなった。

(4) 施設整備の考え方について

- 安全の確保では、信頼性の高い施設にする意図で「設備の二重化等で事故防止を図る。」ということを示して、安全性の高さを宣言した方が良いとの意見があった。
- 安心の確保では、基本的な姿勢として「情報等の開示を積極的にすると共に、見学等を積極的に受入れて行く。」ということを示した方が良いとの意見があった。
- 循環型社会の貢献では、「徹底して熱利用を図り、地球温暖化の防止に努める。」という姿勢を示した方が良いとの意見があった。
- 白煙防止については、単なる水蒸気といえども、建設予定地の立地条件などからすると、景観上重要な項目であるとの意見があった。

(5) その他（次回日程等）

- 第3回委員会は、平成19年12月25日（火）午後2時から、公開で行うこととする。なお、会場については後日連絡する。